

河川用語解説集

【あ 行】

- 1) ^{いっすい えっすい} 溢水・越水
川などの水があふれ出ること。堤防がないところでは「溢水」、堤防のあるところでは「越水」という。
- 2) ^{うすいちりゅう しんとう しせつ} 雨水貯留(浸透)施設
雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、河川への流出量を抑制する施設。
- 3) ^{うすい じょう} 雨水ポンプ場
洪水時に本川の水位が高くなって堤内地側に降った雨水が本川へ出ていけなくなり、堤内地側で浸水が生じることがある。このような浸水を防ぐために、堤内地側に降った雨水をポンプの力により川へくみ出す施設。
- 4) ^{かわ えいりょく} (川の)営力
水の流れによって河道形態を変形させる力。
- 5) ^{えんがい} 塩害
海水の遡上によって河川水や地下水の塩分濃度が上昇し、用水や動植物の生息・生育環境に影響を及ぼすこと。
- 6) ^{えんすいそじょう} 塩水遡上
河口において海水が上流に向かってさかのぼる現象。
- 7) ^{おうだんこうさくぶつ} 横断工作物
河川横断方向(流れに直角な方向)に設置される橋や堰などの工作物。
- 8) ^{おうだんそくりょう} 横断測量
河川の流れに対して直角方向(横断方向)の河川の横断面の形を測定すること。
- 9) ^{あー びー おおさかわんさいていちょうい} O.P. (大阪湾最低潮位)
明治6年4月～明治23年7月まで大阪港天保山に量水標を立て観測した当時の最低潮位。工事用の基準高さとして広く用いられている。

【か 行】

- 10) ^{かいゆうしゆ} 回遊種
季節によってある生息域から別の場所に移動し、再びもとの生息域に戻ってくる魚のこと。例えば、アユ、サケ、ウナギのように川と海の間を行き来する魚などが該当する。
- 11) ^{がいらいしゆ} 外来種
人間の様々な活動に伴って、本来生息している分布範囲を越えて持ち込まれた動植物。
- 12) ^{こうずい かくらん} (洪水による)攪乱
出水などにより河川を流れる流水の速度が変化し、河原や河床の堆積土砂が流されるなど、河川環境に変化が生じること。
- 13) ^{かこう へいそく} 河口の閉塞
砂州の発達や洪水などによる流出土砂で、河口が埋まること。
- 14) ^{かしょうくさく} 河床掘削
川底を掘り下げることで、川の断面積を広くして、より多くの洪水を安全に流せるようにすること。
- 15) ^{かしょう あんてい} 河床の安定
河床とは流水に接する川底の部分の指し、経年的に川底の高さの変化が少ない状態のこと。
- 16) ^{かせき} 河積
洪水を流す河川の断面積。
- 17) ^{かせん かんりしせつ} 河川管理施設
ダム、堰、堤防、護岸、床止めなど、河川管理者が設置及び管理する施設。洪水による被害防止などの機能をもつ施設。
- 18) ^{かせんせいびきほんほうしん かせんせいびけいかく} 河川整備基本方針・河川整備計画
河川整備基本方針とは、長期的な河川整備の基本的方針を定めたものをいい、武庫川水系においては、平成21年3月に策定した。
河川整備計画とは、河川整備基本方針の目標達成に向けた段階的な河川整備の目標を定め、今後20～30年間で実施する河川整備

- の内容を示したものの。いずれも河川法に基づく計画。
- 19) かどうかくふく 河道拡幅
川の幅を拡げることで、川の断面積を広くして、より多くの洪水を安全に流せるようにすること。
- 20) かどうたいさく 河道対策
河床掘削や河道拡幅等により、川の断面積を広げたり、堤防や護岸を強化して、より多くの洪水を安全に流せるようにする対策。
- 21) かんきょうえいきょうひょうか 環境影響評価
事業を行う前に、その事業の実施に伴って生じる環境への影響について調査・予測・評価し、その結果を事業の計画に反映する仕組み。
- 22) かんこうすいり 慣行水利
旧河川法施行前(明治 29 年以前)から、主としてかんがい用水として慣行的に河川から取水すること。河川法にもとづく取水の許可申請行為を要することなく、許可を受けたものとみなされている。
- 23) かんすいひんど 冠水頻度
洪水によって河道内の一部分(砂州や高水敷など)が水に浸る頻度。
- 24) かんせんりゅうろ えんちよう 幹川流路延長
水源から河口までの本流の長さ。流量、流域面積の大きさなどから本流を定める。
- 25) かんちよういき きすいいき 感潮域・汽水域
潮の満ち引きの影響をうける区間を感潮域といい、このうち淡水と海の水がまじりあった区間を汽水域という。一般に、感潮域は汽水域よりも広い意味で用いる。
- 26) きようじよ 共助
自分たちの住んでいる地域は自分たちで守るという意味で、地域住民が助け合うこと。
- 27) きよかすいり 許可水利
河川法にもとづき、河川管理者の許可を受けて河川から流水を取水すること。
- 28) ぎよどう 魚道
川を横断してダムや堰が建設されると魚等の水生生物が上下流に移動しにくくなるため、これらが移動できるように設けた水路。
- 29) けいかくきじゆんてん 計画基準点
洪水を防ぐための計画を作成するときに、流量などの計画規模を定める代表地点。その水系において最も重要な市街地等の洪水防御対象区域の直上流に設定することが多い。
- 30) けいかくこうすい 計画高水位
計画上目標とする洪水流量が河川改修後の河道断面(計画断面)を流下するときの水位。河川の整備を計画する際の基準となる水位。
- 31) かわ けんこうしんだんず 川の健康診断図
兵庫県が独自の方法で実施している「ひょうごの川・自然環境調査」の調査結果をまとめた地図。水生生物や植物の生息・生育実態と河川環境(河川の形態、水温、水質等)との関係を分析し、河川環境上の課題や保全すべき場所等を地図上に示している。
- 32) げんさい たいさく 減災(対策)
災害による被害を最小限におさえようとする取り組み。
- 33) けんみんみどりぜい 県民緑税
豊かな緑を次の世代へ引き継いでいくため、県民共有の財産である緑の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む仕組みとして兵庫県が平成 18 年度から導入した地方税。
- 34) こういきてき みずゆうずう 広域的な水融通
湯水時等に通常の水利用地域を越えて、水が不足している地域等に用水を回すこと。
- 35) こうじじつしきほんけいかく 工事実施基本計画
改正前の河川法(昭和 39 年制定)にもとづき、河川管理者が、河川工事の実施について基本となるべき事項を定めたもの。平成 9 年の河川法改正により制度が見直され、工事実施基本計画に代えて、「河川整備基本方針」と「河川整備計画」を策定することになった。

- 36) こうずいじき 高水敷
河川敷のこと。常に水が流れている低水路より一段高い部分の敷地。平常時にはグラウンドや公園など様々な形で利用されている。
- 37) こうずいじきくさく 高水敷掘削
高水敷を切り下げるなど掘削して、川の断面積を広くして、より多くの洪水を安全に流せるようにすること。
- 38) こうずいちょうせつしせつ 洪水調節施設
洪水の一部を一時的に貯め、下流の河道に流れる流量を減少させる施設。洪水調節用のダムや遊水地などが該当する。
- 39) こうずいちょうせつようりょう 洪水調節容量
洪水調節のため、一時的に洪水を貯める際に使われるダムの容量。
- 40) げすい こうどしよりか (下水の)高度処理化
窒素やリンといった富栄養化の原因物質等を多量かつ確実に除去できる高度な下水の処理方法。通常の方法で得られる水質以上の水質を得る目的で行う。
- 41) ごうりゅうしきげすいどう 合流式下水道
下水とは、家庭や工場で発生した汚水と自然の降雨によって下水管に流入した雨水の総称。この汚水と雨水を同一の管で排除する方式のこと。なお、汚水と雨水を別々の管で排除する方式を分流式下水道という。
- 42) ごがん 護岸
土砂で構成されている堤防や河岸を、侵食などから防護するために、それらの表面をコンクリートなどで覆う構造物。
- 43) さいがいじしようえんごしや 災害時要援護者
年齢や障害などが原因で、災害発生時の避難等で何らかの支援を必要とする人。一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等が該当する。
- 44) さす 砂洲
洪水によって運ばれた土砂が川の中に堆積し、高く盛り上がり、水面上に現れた所のこと。
- 45) さぼうてい 砂防えん堤
大雨時に流出する土石流などを一時的に貯留し、下流に被害が出るのを防止する施設。砂防ダムともいう。
- 46) さんかく きょうどう 参画と協働
参画とは、ものごとの企画、立案に積極的に加わることで、協働とは、皆が協力・協調し、ともに汗を流して行動すること。参画と協働はこれら2つを一連の流れとして捉えた概念。
- 47) さんぶくこう 山腹工
山の斜面を安定させるため、土砂崩れを防ぐ柵等を設置したり、草木を植栽する工事。
- 48) シーオーディー かかくてきさんそようきゅうりょう C O D (化学的酸素要求量)
水質汚濁を示す代表的な指標。水中の有機物などを酸化剤で酸化するときに消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したものの。水の有機物汚染が進むほどその値は大きくなる。
- 49) しおどめせき 潮止堰
河川の下流部で、河川水を利用するために、海水の遡上による淡水の塩水化を防ぐために設置される堰。
- 50) じじよ 自助
自らの命や財産は自分で守ること。
- 51) しぜんじようかきのう 自然浄化機能
自然の浄化作用によって汚濁物の濃度がしだいに減少していくこと。

【さ 行】

- 52) じようかりゅう 上下流バランス
洪水は上流から下流へ連続して流れるため、上流に偏った整備をすると下流への洪水流量が増加する可能性があり、下流部が今までよりも危険になる。上下流で洪水に対する安全度の整合を図りながら整備を行う考え方のこと。
- 53) ていぼう しんしょく (堤防の)侵食
洪水の流れにより、堤防を構成する土砂が洗い流されること。

- 54) ^{しんすいごがん}親水護岸
水に親しみやすいことを親水性といい、親水性に配慮した形状の護岸のこと。勾配を緩くしたり、階段を設置する等、水に触れ易くなるような構造の護岸。
- 55) ^{ていぼう}(堤防の)浸透
河川の水位が高くなると川側から堤防内に向かって浸透流という水の流れが発生する。この浸透流によって堤体の土砂が堤防断面から湧出すること。また、堤防が水で飽和し、堤防を構成する土砂がゆるみ、堤防法面が崩れ易くなること。
- 56) ^{しんとう}浸透ます
家屋の雨とい等から流入してくる雨水を受ける構造物で、側面及び底面に孔があり、雨水を地中に浸透させる構造のもの。
- 57) ^{すいがい}水害リスク
洪水等によるはん濫などの被害に遭う可能性があること。
- 58) ^{すいけい}水系
同じ流域内にある本川、支川、派川およびこれらに関連する湖沼の総称。
- 59) ^{しんりん}(森林の)水源かん養
森林が形成する多孔質土壌に雨水を浸透、貯留する機能。
- 60) ^{すいしょうぶ}水衝部
河道の湾曲部など、洪水時に流れが堤防または河岸に強く当たる箇所。
- 61) ^{すいせいこう}水制工
川を流れる水の作用(浸食作用など)から堤防等を守るために、水の流れる方向を変えたり、水の勢いを弱くすることを目的として、河岸から流れの中心部に向かって突き出して設置される構造物。
- 62) ^{すいでんちよりゅう}水田貯留
大雨のとき水田に一時的に雨水を貯留すること。
- 63) ^{すいとほぜんのりよく}水土保持能力
森林のもつ雨水を一時的に貯留する能力、土砂の流出や斜面の崩壊を防ぐ能力、清浄な水を供給する能力の総称。
- 64) ^{すいぼうかつどう}水防活動
川が大雨により増水した際、堤防の状態を見回り、堤防などに危険な箇所が見つければ、壊れないうちに土のうを積んだりして堤防を守り、被害を未然に防止・軽減する活動。
- 65) ^{すいぼうそうこ}水防倉庫
水防活動のための資機材を保管しておく倉庫。
- 66) ^{すいり}水理・^{すいもんしりょう}水文諸量
雨量や水位・流量等の数値的な観測結果。河川の管理等に役立てる。
- 67) ^{すい}瀬・^{すい}淵
瀬は水深が浅くて流れが速く、白波が立つ所。淵は水深が深く、流れが緩やかな所。
- 68) ^{せいぶつたようせいきほんほう}生物多様性基本法
生きものが持つ個性とつながりをもたらす恵みを、将来にわたり上手に利用していくために、野生生物とその生息環境及び生態系のつながりも含めて保全するための法律(平成20年6月公布)。
- 69) ^{せいぶつたようせい}生物多様性ひょうご戦略
生物多様性に関してこれまでに実施してきた取組を体系的に整理し、その中で明らかとなった課題に対する的確に対応し、生物多様性の保全を図るための兵庫県の指針(平成21年3月策定)。
- 70) ^{せきいたこうぞう}堰板構造
水田に水を貯めるため、水田の排水口に直角に板を立てること。
- 71) ^{せんくつ}洗掘
流水によって、堤防や低水護岸の前面の河床や河岸部等で土砂が移動し、局所的な深ぼれが生じること。
- 72) ^{せんよう}(占用)許可工作物
橋梁や取水施設等、河川管理者以外の者が河川法にもとづき河川管理者の許可を受けて河川区域内に設置する工作物。

73) (ダム)の^{そうさきそく}操作規則
ダムの管理方法や放流のしかた等、河川管理施設の操作方法を定めたルール。

74) ^{そうていはんらんくいき}想定氾濫区域
計画高水位より地盤の高さが低い沿川の地域など、河川からの洪水氾濫によって浸水する可能性が潜在的にある区域。計画高水位のレベルバック(計画高水位が堤内地の地形にぶつかるまでを想定氾濫区域とする方法)により区域を設定する。

【た 行】

75) ^{たかしお}高潮
台風により気圧が低くなって海面が吸い上げられたり、強風で海水が吹き寄せられたりして、海面が普段よりも高くなること。

76) ^{たしぜんかわ}多自然川づくり
河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する川づくり。

77) ダム
河川の流水を貯留し、または取水するために河川に横断的に設置する構造物。一般的には高さが15m以上のものをいう。

78) ^{たみすいいき}湛水域
ダムや堰で貯水されて水が滞留する区域。

79) ^{ちいきぼうさいけいかく}地域防災計画
市民の生命、財産を災害から守るために、災害に係わる事務又は業務に関して、県及び市が定める災害対策基本法に基づく計画。

80) ^{ちかすい}地下水かん養
河川等を通る地表水が地中へ浸透し帯水層に供給されること。

81) ^{ちかくてい}築堤
堤防をつくること。

82) ^{ちさん}治山
健全な森林を整備し、土砂災害の防止、水

資源の^{かん}養、生活環境の保全などを図る行為の総称。具体的には、保安林制度など、森林における行為の規制や、山腹崩壊の防止など土砂災害を防ぐための工事が実施される。

83) ^{ちゅうけい}中継ポンプ場
下水管の勾配を利用して下水を運ぶため、下水管の距離が長くなると、下水管の埋設深さが深くなる。このため、ところどころで下水を汲み上げて下水管の埋設深さを浅くして再び下水を流すためのポンプ場。

84) ^{つなみしんすいよそうちく}津波浸水予想地区
東南海、南海地震等による津波によって浸水が予想される地区。

85) ^{ていがいち}堤外地・^{ていないち}堤内地
堤外地とは堤防より川側の地域で、河川敷や水の流れる部分を指す。一方、堤内地は、堤防によって洪水氾濫から守られている地域。

86) ^{ていすいかんり}低水管理
湯水時においても必要な河川水が利用できるよう、河川水を管理すること。流量観測、利水者の取水量の監視などを行う。

87) ^{ていすいろ}低水路
平常時に水が流れている川の部分。

88) ^{ていすいろかくふく}低水路拡幅
低水路を拡げることで、川の断面積を広くして、より多くの洪水を安全に流せるようにすること。

89) ^{ていそう}底層(中層)^{ちゅうそう}曝気循環装置
貯水池内の水質改善のため、水の中に空気を吹き込んで、水中の酸素量の増加を図るための機器。底層・中層は、貯水池内に装置を設置する深さを表す。

90) ^{ていぼう}堤防
洪水を氾濫させないため、左右岸に築造される構造物。多くの場合は盛土によるが、コンクリート等で築造される場合もある。

91) ^{ていぼうきょうか}堤防強化
堤防の強度を高め、洪水等により決壊しにくくするための工事。

- 92) てんじょうがわ 天井川
川底が周辺の土地よりも高くなっている河川。
- 93) とうすいせいほそう 透水性舗装
多孔質にして、雨水を表層から下層へ浸透させる舗装。
- 94) とこどめ 床止め
河床の洗掘を防いで河川の勾配を安定させるために、河川を横断して設けられる施設。

【な 行】

- 95) ないすい 内水
洪水時に河川の水位が高くなって堤内地側に降った雨水が河川へ出ていけなくなり、堤内地側に水がたまり、浸水が生じること。
- 96) ねがためこう 根固工
洪水時に川底の洗掘が著しくなる場所で、護岸前面の川底の洗掘を防止するために設けられる施設。

【は 行】

- 97) はいせんじき 廃川敷
河川改修で蛇行部を直線化した場合などに不要となった古い川が流れていた土地。
- 98) ハザードマップ
水害時に住民が安全に避難できるよう、想定浸水深や避難所の位置、緊急連絡先等の情報を示した地図。
- 99) はてい 破堤
洪水時に堤防が壊れて、洪水が堤内地に流れ出る状態になること。
- 100) パラペット
河川堤防は原則として土砂で造ることになっているが、必要な高さが不足する場合などに堤防上にコンクリート等の壁を設けて所定の高さを確保する構造物。

- 101) はんらんいき 氾濫域
洪水により仮に堤防が決壊した場合に氾濫した水が広がる範囲。
- 102) はんろ 坂路
堤防から河川の中に降りるための坂道。
- 103) ビーオーディー せいぶつかがくてきさんそようきゅうりょう BOD (生物化学的酸素要求量)
水質汚濁を示す代表的な指標で、水中の微生物が増殖や呼吸作用によって消費する酸素量。水の有機物汚染が進むほどその値は大きくなる。
- 104) ひがた 干潟
主に河口域にあり、砂や泥により形成された低湿地。潮汐の影響により、干出と水没を繰り返す地形。
- 105) ひなんかんこく 避難勧告
人的被害の発生可能性が高まった際に、市町が避難の開始を求めること。
- 106) ひなんしじ 避難指示
避難勧告より状況が悪化し、人的被害の発生する危険性が非常に高い状況で、市町が直ちに避難するよう指示すること。
- 107) ひもん 樋門
堤内地の雨水や水田の水などが川や水路を流れ、より大きな川に合流する場合、合流先の川の水位が洪水などで高くなった時に、その水が堤内地側に逆流しないように設ける水門。
- 108) ひょうごアドプト
兵庫県が管理する道路・河川・海岸などにおいて、県との合意書に基づき、住民や企業などの団体がボランティアで清掃美化活動を行い、快適な生活環境の創出に取り組む活動。
- 109) ちさん ちすいぼうさいじっしけいかく ひょうご治山・治水防災実施計画
森、山、川、海の流域全体にわたり、治山・治水に関する総合的な防災・減災対策を推進するため、ハード・ソフト両対策について概ね 10 年間の実施計画を定めた兵庫県の独自計画。

110) ひょうごの川・自然環境調査
水生生物や植物の生息・生育状況と河川環境との関係を明らかにすることを目的に、兵庫県が平成 14 年度から全国に先駆けて取り組んでいる兵庫県の独自調査。従来型の調査とは異なり、河川環境を広域的・連続的に把握していることが特徴。

111) 風致地区
都市の風致（樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観）を維持するため、都市計画で定められた地区。都市の風致を維持するために、一定の行為を行う場合はあらかじめ許可が必要となる。

112) フェニックス防災システム
兵庫県が、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて構築した、あらゆる災害に迅速に対応できる総合的な防災情報システム。災害情報や気象観測情報の収集・提供や洪水予測などの機能を持ち、県市の迅速で的確な初動・応急対応を支援する。

113) 複断面河道
堤防と低水路の間に高水敷がある河道。

114) 不特定容量
10年に1回規模の渇水時にも河川に正常流量が流れるようにダムに確保する水の容量。

115) 保安林
水源のかん養、山腹崩壊等の防止等のため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採等が規制される。

116) 防災ふれあい河川
階段工、親水プール、飛び石等が設置されており、普段は水に親しめる心地よい河川で、いざというときには都市災害から住民を守れる河川。災害時には、河川から消化・生活用水を取水したり、避難路、運搬路として利用する。

117) 防災調整池
開発等により、雨水が河川へ流出しやすくなることに対し、一時的に雨水を貯留し、

河川への流出量を軽減するために、開発に合わせて設置される池。

118) 豊水流量・平水流量・低水流量・渇水流量
それぞれ、1年を通じてN日はこれを下回らない流量を過去のデータから求めた値。
・豊水流量：N = 95 日
・平水流量：N = 185 日
・低水流量：N = 275 日
・渇水流量：N = 355 日

119) 防潮堤
台風等で海面上昇した場合に海水の氾濫を防ぐための堤防。

120) 防潮門扉
交通の便などによる堤防の切れ目（交通路等）で、高潮災害を防止するために設置される可動式の門。

121) 法定河川
河川法の適用を受ける河川のこと、一級河川、二級河川、準用河川がある。

122) 保水・貯留機能
農地や山地などで、雨水の土壌への一時的な浸透または地表での貯留により、河川や下水道への雨水の流出量を抑制する機能。

123) 掘込区間
居住地側の地盤高に比べて、堤防の上面が同一または低い状態の区間。

【ま 行】

124) 巻堤
堤防全体をコンクリートやコンクリートブロックまたはアスファルト等で被覆すること。

125) みお筋
河道内の水深の深い部分を結んだ線で、水量の少ない時にも流れが保たれる流路。

【や 行】

- 126) 矢板^{やいた}
土が崩れてこないようにせき止める鋼製、木製、コンクリート製の板。
- 127) 遊水地^{ゆうすいち}
下流の河道へ流れる流量を減少させる目的で、洪水の一部を河道の近傍に一時貯めるための土地。
- 128) 予備放流^{よびほうりゅう}
ダムで洪水を貯める目的で、定められた水位まで一時的に水位を下げるための放流操作のこと。

【ら 行】

- 129) 利水容量^{りすいようりょう}
上水等に利用するダムの容量。
- 130) 流域^{りゅういき}
降雨などが地表や地下を通して、その川に流れ込む範囲。
- 131) 流域下水道^{りゅういきげすいどう}
2 以上の市町の下水を集め、下水処理場で処理する下水道。基本的には県が事業を行っている。
- 132) 流域対策^{りゅういきたいさく}
校庭に雨水を一時的に貯留する等、河川への流出量を抑制する対策。
- 133) 流下能力^{りゅうかのうりょく}
河道の断面積で、どの程度の洪水を安全に流せるのかを地点毎に流量で表したものの。
- 134) 流出抑制対策^{りゅうしゅつよくせいさいたいさく}
(流域対策と同じ)
- 135) 流水の正常な機能の維持^{りゅうすい}
本来河川が持っている機能が、水の少ない渇水時においても維持できること。
(本来河川が持っている機能 = 既得用水等の安定取水、舟運、漁業、観光、塩害防止、河口閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水の維持、動植物の保護、流水の清潔の保持)

- 136) 流水の清潔の保持^{りゅうすい へいじ}
動植物の生息や水利用の面等で必要な水質を確保すること。

- 137) 流路工^{りゅうろこう}
水や土砂の流れる勢いで、川岸が削られないように護岸で保護する等、土石流を安全に流すための施設。

- 138) 冷水性種^{れいすいせいしゅ}
比較的温度の低い水域を好むイワナ・ヤマメなどの水生動物。

【わ 行】

- 139) ワンド・たまり
洪水時の澱筋が湾曲して残された箇所、水制などによる砂州の形成によって河川の通常の流れと分離した箇所などで、流速がきわめて小さい閉鎖的な水域をワンドという。また、本川とつながっていない水域をたまりという。